

## 事業の目的

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 463億円の内数（464億円の内数）

- 送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるよう体制整備を行う。

## 事業の概要

### （1）こども送迎センター等事業

市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等へのこどもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及びこどもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

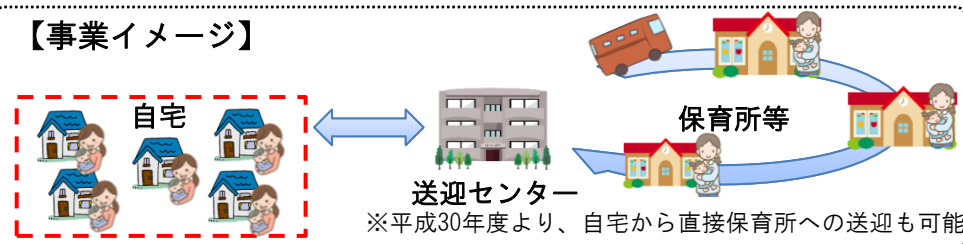
### （2）代替屋外遊戯場送迎事業

各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所へのこどもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及びこどもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

### （3）こども送迎センター設置改修事業

既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

### 【事業イメージ】



## 実施主体等

### 【実施主体】市区町村（※）

※①企業主導型保育事業や新制度に移行している幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）等において単独で実施する場合、②新制度に移行していない幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を要する

### 【補助割合】国：1／2、市区町村：1／2

【補助基準額】・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算） ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）  
・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円） ・バス購入費 15,000千円  
・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。
- 保育所等のこどもの送迎に支障のない範囲で、こども誰でも通園制度の実施施設へのこどもの送迎を行っても差し支えない。

## 事業実績

＜こども送迎センター等事業＞ R3：44自治体（71か所） R4：51自治体（86か所） R5：51自治体（86か所）  
＜代替屋外遊技場送迎事業＞ R3：3自治体（4か所） R4：3自治体（4か所） R5：3自治体（4か所）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算額 463億円の内数（464億円の内数）

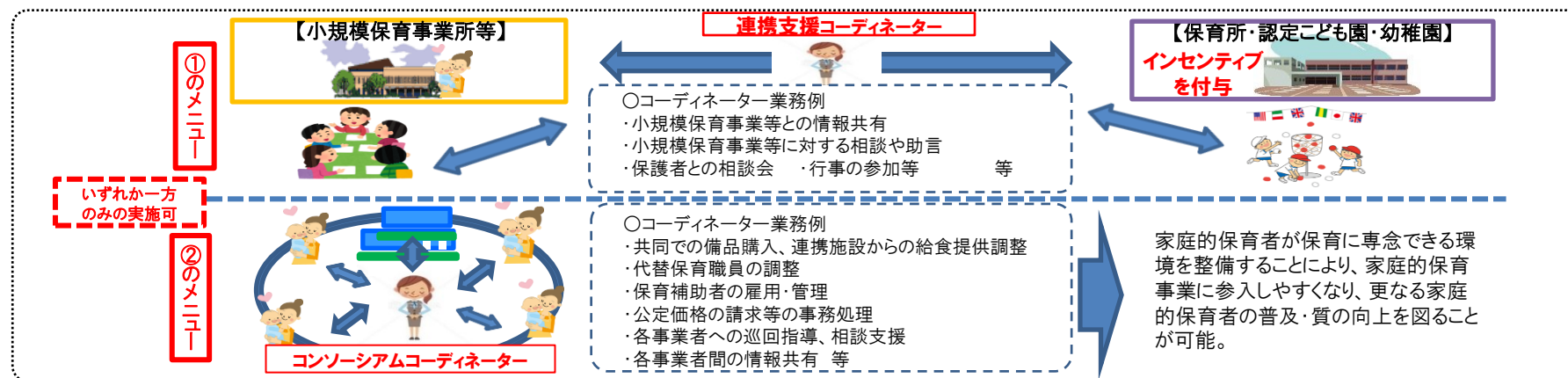
## 事業の目的

- 保育所等において、満3歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業等を行う者と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。
- また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

## 事業の概要

### 【事業内容】

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。



## 実施主体等

【実施主体】市区町村

【補助基準額】① 1 か所当たり年額 5,029千円

② 1 自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】国：1／2、市区町村：1／2